

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年5月31日
【発行者の名称】	株式会社ヒロホールディングス (HiroHoldings Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 向山 孝弘
【本店の所在の場所】	奈良県香芝市瓦口2315香芝木材壺番館ビル3階
【電話番号】	(0745) 71-6661 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部部長 東浦 晃
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	(03) 5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ヒロホールディングス https://www.kk-hiro.com 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期中	第33期中	第31期	第32期
会計期間	自 2021年9月1日 至 2022年2月28日	自 2022年9月1日 至 2023年2月28日	自 2020年9月1日 至 2021年8月31日	自 2021年9月1日 至 2022年8月31日
売上高 (千円)	935,300	1,017,946	2,002,412	1,806,777
経常利益 (千円)	13,497	17,672	36,805	10,351
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益 (千円)	8,902	11,579	29,636	5,702
中間包括利益又は包括利益 (千円)	8,902	11,579	29,636	5,702
純資産額 (千円)	6,298	14,677	△2,604	3,098
総資産額 (千円)	765,209	760,851	738,302	692,033
1株当たり純資産額 (円)	20.99	48.92	△8.68	10.33
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額） (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	29.68	38.60	98.79	19.01
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	0.82	1.93	△0.35	0.45
自己資本利益率 (%)	482.10	130.28	—	—
株価収益率 (倍)	—	11.58	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△41,080	△3,072	69,539	△28,879
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△21,253	△3,089	△2,508	△23,638
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	35,274	48,879	△108,429	△37,061
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高 (千円)	463,117	443,315	490,176	400,596
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用者数〕 (名)	57 (5)	47 (11)	60 (10)	53 (12)

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第32期の期首から適用しており、第32期及び第33期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載していません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 第31期の自己資本利益率については自己資本（（期首自己資本＋期末自己資本）÷2）が負の値となる

- ため、また、第32期の自己資本利益率については1,000%を超えているため、記載しておりません。
5. 株価収益率については、第31期及び第32期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
 6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 7. 2021年12月16日付けで普通株式1株につき300株の株式分割を行いました。第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
コンシューマ通信事業	41 (11)
Zeta事業	- (-)
その他事業	3 (-)
全社 (共通)	3 (-)
合計	47 (11)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. Zeta事業は、その他事業が兼任しているため、その他事業に含めて表示しております。

(2) 提出会社の状況

2023年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
コンシューマ通信事業	41 (11)
Zeta事業	- (-)
その他事業	3 (-)
全社 (共通)	3 (-)
合計	47 (11)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. Zeta事業は、その他事業が兼任しているため、その他事業に含めて表示しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動規制の緩和により個人消費は回復傾向にあるものの、ウクライナ情勢の長期化や原材料高騰に伴う物価上昇等により景気後退への懸念も高まるなど、先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの主な事業分野である携帯電話販売市場では、一昨年の政府による携帯電話料金の値下げ要請に対して、大手通信事業各社サブブランドによる通信料金の値下げやオンライン専用の料金プランの発表がありました。この影響により、価格競争の激化や端末の契約を伴わないSIM単体契約のみのメインブランドからサブブランドへの移行件数が増加するなど、販売環境が大きく変化しております。

このような事業環境のなか、当社グループが運営するキャリアショップでは、当中間連結会計期間の総契約件数が前年同期比5.2%減（2022年8月期中間期10,256件・2023年8月期中間期9,723件）となりました。しかしながらコンシューマ通信事業の代理店評価制度である「オーナー評価」「店舗評価」において高い評価を獲得することができ、総販売契約件数の減少による収益減少を補う結果となりました。また、新規契約件数では、前年同期比2.7%増（2022年8月期中間期5,637件・2023年8月期中間期5,787件）となり、他社からの乗り換え案件や新規発掘案件に注力することにより実績を伸ばすことができております。

Zeta事業（AI、IoT・ICT技術を活用したオリジナルブランド）では、事業開始時より取り扱ってきた感染症対策商品の需要が落ち着きを見せる一方、DX（デジタルトランスフォーメーション）関連商品への関心が大きくなっております。当社グループでは、以前にも増してDX社会を意識した魅力的な商品を提供する取り組みに注力しております。また、デジタル機器の販売だけではなくトータルの空間演出の提案により、収益性の向上に努めております。

これらの結果、売上高は1,017,946千円（前年同期比8.8%増）、営業利益は17,564千円（前年同期比1.7%減）、経常利益は17,672千円（前年同期比30.9%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は11,579千円（前年同期比30.1%増）となりました。

セグメント別の概況は、以下のとおりです。

なお、前連結会計年度より、従来「その他」に含まれていた「Zeta事業」について金額的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しており、中間連結会計期間の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

① コンシューマ通信事業

スマートフォンの高性能機種の普及による高価格化により、売上高は986,320千円（前年同期比7.1%増）となりました。しかしながら、回線契約を伴う契約件数が減少し、セグメント利益は40,934千円（前年同期比8.7%減）となりました。

② Zeta事業

AIを駆使したデジタル機器やカーボンニュートラルの実現に向けた商品の単体販売ではなく、それらを含む一体的な空間演出に係る受注が増えたことにより、売上高は14,684千円（前年同期比106.5%増）、セグメント利益は3,836千円（前年同期比127.1%増）となりました。

③ その他事業

法人通信事業のスマートフォン販売件数の増加や貸会議室事業の新型コロナウイルス感染症に対する行動規制の緩和による利用件数の増加などにより、売上高は16,942千円（前年同期比

132.7%増)、セグメント利益は2,692千円(前年同期比347.0%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は443,315千円(前期末比10.7%増)となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は3,072千円(前年同期は41,080千円の使用)となりました。これは主に税金等調整前中間純利益17,672千円、減価償却費6,092千円の計上等があったものの、補助金収入の計上17,884千円、棚卸資産の増加9,861千円等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は3,089千円(前年同期は21,253千円の使用)となりました。これは主に定期預金の払戻による収入1,200千円及び有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出3,869千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は48,879千円(前年同期は35,274千円の獲得)となりました。これは主に運転資金のための新規借入金による収入153,000千円及び長期借入金の返済による支出103,849千円等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
コンシューマ通信事業	771,730	106.4%
Zeta事業	9,799	218.1%
その他事業	11,528	218.5%
合計	793,058	107.8%

(注) 金額は、仕入価格によっております。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
コンシューマ通信事業	986,320	107.1%
Zeta事業	14,684	206.5%
その他事業	16,942	232.7%
合計	1,017,946	108.8%

(注) 最近2中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)		当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社ティーガイア	924,711	98.9	999,721	98.2

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2022年11月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。なお、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために

必要な協力を行うこと

- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他当社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、当社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、

再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは 大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日 (事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合 (当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合 (当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合) 又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前 (休業日を除外する。) の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する

株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損 第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等 次のa又はbに該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑩ 全部取得 当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑪ 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき
- ⑫ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。
なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生していません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析
(資産の部)

当中間連結会計期間末における流動資産は639,360千円となり、前期末に比べ72,396千円増加いたしました。これは主に、新規借入による現金及び預金の増加41,938千円並びにコンシューマ通信事業の商戦月である3月に向けて在庫を確保したこと等による商品の増加9,329千円及び補助金収入に係る未収入金（「その他」に含めて開示）の増加17,721千円等によるものです。固定資産は121,490千円となり、前期末に比べ3,578千円減少いたしました。これは主に、減価償却による有形固定資産の減少3,089千円等によるものです。

この結果、総資産は760,851千円となり、前期末に比べ68,817千円増加いたしました。

(負債の部)

当中間連結会計期間末における流動負債は165,383千円となり、前期末に比べ15,525千円増加いたしました。これは主に、運転資金のための新規借入による1年以内返済予定長期借入金7,332千円の増加及び未払法人税等6,092千円の増加等によるものです。固定負債は580,790千円となり、前期末に比べ41,712千円増加いたしました。これは主に、運転資金のための新規借入による長期借入金の増加41,818千円等によるものです。

この結果、負債合計は746,174千円となり、前期末に比べ57,238千円増加いたしました。

(純資産の部)

当中間連結会計期間末における純資産合計は14,677千円となり、前期末に比べ11,579千円増加いたしました。これは利益計上に伴う利益剰余金の増加11,579千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2023年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2023年5月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,200,000	900,000	300,000	300,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,200,000	900,000	300,000	300,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年9月1日～ 2023年2月28日	—	300,000	—	50,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2023年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
向山 孝弘	奈良県北葛城郡広陵町	297,700	99.23
MIB, jpn株式会社	大阪市阿倍野区阪南町6丁目5-23-1301	1,000	0.33
株式会社サカガワ	奈良県北葛城郡上牧町上牧3439-16	1,000	0.33
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿4丁目1-18	200	0.07
Hinome合同会社	奈良県橿原市曲川町6丁目10-19-2	100	0.03
計	—	300,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 300,000	3,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	300,000	—	—
総株主の議決権	—	3,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年9月	2022年10月	2022年11月	2022年12月	2023年1月	2023年2月
最高(円)	447	—	—	—	—	—
最低(円)	447	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における取引価格であります。

2. 2022年10月から2023年2月について、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2022年9月1日から2023年2月28日まで)の中間連結財務諸表について、ひかり監査法人の中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当中間連結会計期間 (2023年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	404,779	446,717
売掛金	61,857	65,679
有価証券	368	368
商品	84,365	93,694
貯蔵品	1,640	2,172
前払費用	12,191	12,971
その他	1,761	17,756
流動資産合計	566,964	639,360
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	50,204	46,887
器具及び備品（純額）	10,931	11,159
有形固定資産合計	※ 61,136	※ 58,046
無形固定資産		
のれん	8,912	8,451
その他	2,311	3,177
無形固定資産合計	11,224	11,629
投資その他の資産		
繰延税金資産	6,658	6,658
その他	46,050	45,156
投資その他の資産合計	52,709	51,815
固定資産合計	125,069	121,490
資産合計	692,033	760,851

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当中間連結会計期間 (2023年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	82	727
1年内返済予定の長期借入金	119,813	127,146
未払法人税等	—	6,092
賞与引当金	660	1,610
その他	29,301	29,807
流動負債合計	149,858	165,383
固定負債		
長期借入金	533,193	575,011
退職給付に係る負債	4,170	4,336
その他	1,713	1,443
固定負債合計	539,077	580,790
負債合計	688,935	746,174
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	2,000	2,000
利益剰余金	△48,901	△37,322
株主資本合計	3,098	14,677
純資産合計	3,098	14,677
負債純資産合計	692,033	760,851

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
売上高	935,300	1,017,946
売上原価	725,530	※1 783,678
売上総利益	209,770	234,267
販売費及び一般管理費	※2 191,900	※2 216,703
営業利益	17,869	17,564
営業外収益		
受取利息	3	2
補助金収入	947	17,884
その他	29	998
営業外収益合計	980	18,885
営業外費用		
支払利息	5,352	4,392
支払手数料	—	13,000
その他	0	1,385
営業外費用合計	5,353	18,778
経常利益	13,497	17,672
税金等調整前中間純利益	13,497	17,672
法人税等	※3 4,594	※3 6,092
中間純利益	8,902	11,579
親会社株主に帰属する中間純利益	8,902	11,579

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
中間純利益	8,902	11,579
中間包括利益	8,902	11,579
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	8,902	11,579
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	
当期首残高	50,000	2,000	△54,604	△2,604	△2,604
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益			8,902	8,902	8,902
当中間期変動額合計	—	—	8,902	8,902	8,902
当中間期末残高	50,000	2,000	△45,701	6,298	6,298

当中間連結会計期間（自 2022年9月1日 至 2023年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	
当期首残高	50,000	2,000	△48,901	3,098	3,098
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益			11,579	11,579	11,579
当中間期変動額合計	—	—	11,579	11,579	11,579
当中間期末残高	50,000	2,000	△37,322	14,677	14,677

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	13,497	17,672
減価償却費	5,317	6,092
のれん償却費	460	460
敷金償却	348	363
賞与引当金の増減額(△は減少)	△440	950
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	110	165
受取利息及び受取配当金	△3	△2
支払利息	5,352	4,392
補助金収入	△947	△17,884
売上債権の増減額(△は増加)	△21,443	△3,822
棚卸資産の増減額(△は増加)	△9,873	△9,861
仕入債務の増減額(△は減少)	△1,105	644
その他	△17,360	1,403
小計	△26,085	574
利息及び配当金の受取額	3	2
利息の支払額	△4,655	△4,553
法人税等の支払額又は還付額(△は支払額)	△11,290	741
補助金の受取額	947	163
営業活動によるキャッシュ・フロー	△41,080	△3,072
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△3,490	△420
定期預金の払戻による収入	3,140	1,200
有形固定資産の取得による支出	△20,903	△2,644
無形固定資産の取得による支出	—	△1,225
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,253	△3,089
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△50,000	—
長期借入金の借入による収入	180,000	153,000
長期借入金の返済による支出	△94,544	△103,849
割賦債務の返済による支出	△180	△270
財務活動によるキャッシュ・フロー	35,274	48,879
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△27,059	42,718
現金及び現金同等物の期首残高	490,176	400,596
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 463,117	※ 443,315

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社フロンティアモバイル

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

① 商品 先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

② 貯蔵品 最終仕入原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～38年

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点 (収益を認識する通常の時点) は次のとおりであります。

① コンシューマ通信事業

コンシューマ通信事業においては、情報通信サービスの提供 (携帯電話端末の新規・機種変更契約、ブロードバンドサービス) 及び関連商品の販売等を行っております。

このようなサービスの提供及び商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点若しくはサービスを提供した時点で収益を認識しております。

なお、キャッシュバックについては、取引価格を算定する上での実質的な値引と判断し、取引価格から減額しております。

② Zeta事業

Zeta事業においては、デジタル商材等の販売・サービスの提供を行っております。

このような商品の販売及びサービスの提供については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却しております。

(7) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の長期化、原材料高騰に伴う物価上昇等により、会計上の見積りが困難となるなか、当社グループが現時点で把握できる最善の方法により行っておりますが、その収束時期等の変動によっては、今後の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年8月31日)	当中間連結会計期間 (2023年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	113,318千円	119,052千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 中間期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
	－千円	283千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
給料手当	69,536千円	70,169千円
派遣社員費	20,708	28,058
地代家賃	33,547	33,996
退職給付費用	110	165
賞与引当金繰入額	660	1,610

※3 中間連結会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	当中間連結会計期間末 株式数 (株)
普通株式 (注)	1,000	299,000	—	300,000

(注) 当社は、2021年12月16日付けで、普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	当中間連結会計期間末 株式数 (株)
普通株式	300,000	—	—	300,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
現金及び預金	470,679千円	446,717千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△7,562	△3,402
現金及び現金同等物	463,117	443,315

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	653,006	657,727	4,720
負債計	653,006	657,727	4,720

(※1) 「現金及び預金」並びに「有価証券（マネー・リザーブ・ファンド）」については、現金及び現金同等物であること、並びに預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「売掛金」及び「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（2023年2月28日）

	中間連結貸借対照表 計上額（千円）	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	702,157	708,345	6,188
負債計	702,157	708,345	6,188

(※1) 「現金及び預金」並びに「有価証券（マネー・リザーブ・ファンド）」については、現金及び現金同等物であること、並びに預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「売掛金」及び「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
 前連結会計年度 (2022年8月31日)
 該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (2023年2月28日)
 該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 前連結会計年度 (2022年8月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	657,727	—	657,727
負債計	—	657,727	—	657,727

当中間連結会計期間 (2023年2月28日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	708,345	—	708,345
負債計	—	708,345	—	708,345

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金 (1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度 (2022年 8 月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間 (2023年 2 月28日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、「注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間末以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権の残高

(単位: 千円)

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	37,428	61,857
顧客との契約から生じた債権 (中間期末 (期末) 残高)	61,857	65,679

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、事業内容別のセグメントから構成されており、「コンシューマ通信事業」、 「Zeta事業」の2つを報告セグメントとしております。

「コンシューマ通信事業」は、情報通信サービス関連 (ソフトバンク・ワイモバイル端末の新規・機種変更契約、SoftBank光・SoftBank Airなどのブロードバンドサービス、ソフトバンクでんき・PayPay等の契約) 及び関連商品等の販売、割賦契約の斡旋、故障修理や料金プランの変更等受付、並びに通信料金の収納受付等のキャリアショップ事業を行っております。

「Zeta事業」は、映像・防犯・防災・健康のカテゴリーに分類したDX (デジタルトランスフォーメーション) 関連のAIやIoT・テレワーク機器等のデジタル商材の販売・サービス事業を行っております。

なお、グループ各社が営むコンシューマ通信事業及びZeta事業以外の事業については、重要性が乏しいことから、報告セグメントに含めておりません。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度末より、従来「その他」に含まれていた「Zeta事業」について金額的な重要性が増

したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報については変更後の区分により作成したものを記載しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。なお、セグメント資産については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象となっていないため、記載しておりません。

4. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	コンシューマ 通信事業	Zeta事業				
売上高						
外部顧客への売上高	920,909	7,110	7,280	935,300	—	935,300
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	920,909	7,110	7,280	935,300	—	935,300
セグメント利益	44,827	1,689	602	47,118	△29,249	17,869

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、法人通信事業、Rebonally事業、貸会議室事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△29,249千円は全社費用であり、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当中間連結会計期間（自 2022年9月1日 至 2023年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	コンシューマ 通信事業	Zeta事業				
売上高						
外部顧客への売上高	986,320	14,684	16,942	1,017,946	—	1,017,946
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	986,320	14,684	16,942	1,017,946	—	1,017,946
セグメント利益	40,934	3,836	2,692	47,463	△29,899	17,564

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、法人通信事業、Rebonally事業、貸会議室事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△29,899千円は全社費用であり、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ティーガイア	924,711	コンシューマ通信事業 その他事業

当中間連結会計期間(自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ティーガイア	999,721	コンシューマ通信事業 その他事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント		その他	全社・消去	合計
	コンシューマ 通信事業	Zeta事業			
当中間期償却額	460	—	—	—	460
当中間期末残高	9,373	—	—	—	9,373

当中間連結会計期間(自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント		その他	全社・消去	合計
	コンシューマ 通信事業	Zeta事業			
当中間期償却額	460	—	—	—	460
当中間期末残高	8,451	—	—	—	8,451

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
1株当たり純資産額	10.33円	48.92円

	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
1株当たり中間純利益	29.68円	38.60円

(注) 1. 当社は 2021年12月16日付けで普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載を省略しております。

3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	8,902	11,579
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	8,902	11,579
普通株式の期中平均株式数(株)	300,000	300,000

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年5月31日

株式会社ヒロホールディングス
取締役会 御中

ひかり監査法人
京都事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士

岩永憲秀

指定社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 玲司

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヒロホールディングスの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2022年9月1日から2023年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヒロホールディングス及び連結子会社の2023年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2022年9月1日から2023年2月28日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。